

議案第 37 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第 3 条を第 7 条とする。

第 2 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「通り」を「とおり」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の費用弁償は、職務に従事する都度支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

第 2 条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（口座振替の方法による支給）

第 6 条 報酬及び費用弁償は、特別職の職員から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

第 1 条の次に次の 3 条を加える。

（報酬の額）

第 2 条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

（報酬の始期及び終期等）

第 3 条 報酬は、特別職の職員が当該職に就いた日から当該職を離れた日（死亡により当該職を離れたときは、その日の属する月）まで支給する。ただし、報酬が日額又は回数で定められている場合は、当該職の職務に従事した日数又は回数に応じて支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額の計算は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ( 1 ) 報酬が月額で定められている場合 その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。
- ( 2 ) 報酬が年額で定められている場合 当該報酬の額を12で除して得た額を月額とみなして、前号の規定を準用する。
- 3 前項の規定により報酬の額を算出する場合であつて、当該額に1円未満の端数を生じたときは、その端数は1円として計算する。

( 報酬の支給時期 )

第4条 報酬の支給時期は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ( 1 ) 報酬が日額又は回数で定められている場合 職務に従事する都度支給する。
- ( 2 ) 報酬が月額で定められている場合 毎月末日に支給する。
- ( 3 ) 報酬が年額で定められている場合 次に掲げる区分に依り、それぞれ次に定めるところとする。

ア 国民健康保険運営協議会の会長及び委員、自治協力員、学校内科医、学校眼科医、学校耳鼻科医、学校歯科医、学校薬剤師、幼稚園内科医、幼稚園歯科医並びに幼稚園薬剤師にあつては、それぞれの職の報酬の額の2分の1の額を9月末日及び3月末日に支給する。

イ 公平委員会の委員長及び委員、農事協力員並びにすこやか推進員にあつては、3月末日に支給する。

2 前項第2号及び第3号の場合において、支給する日が休日（狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号）第9条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。））、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情のある場合は、市長が別に定める日に支給することができる。

別表中「（第1条、第2条関係）」を「（第2条、第5条関係）」に、

「

開票立会人		1回 8,800	1日 1,000
公民館	館長	月額 51,700	
	副館長	月額 22,800	

」

を

「

開票立会人	1回	8,800	
-------	----	-------	--

に改め、同表自転車等駐車対策協議会委員の項の次に次のように加える。

老人ホーム入所判定委員会委員	日額	7,200	
----------------	----	-------	--

別表その他非常勤の特別職職員の項を次のように改める。

自治協力員	400世帯以下の自治会から選出された者	年額	200,000	
	401世帯以上1,000世帯以下の自治会から選出された者	年額	230,000	
	1,001世帯以上の自治会から選出された者	年額	260,000	
	狭山市自治会連合会において顧問として選出された者	年額	30,000	
	狭山市自治会連合会において幹事として選出された者	年額	30,000	
男女共同参画社会推進市民会議委員		日額	7,200	
市民相談員	法律相談員	日額	40,000	
	人権相談員	日額	7,200	
	行政相談員	日額	7,200	
	税務相談員	日額	7,200	
	交通事故相談員	日額	7,200	
	一般相談員	日額	7,200	
	女性生活相談員	日額	7,200	
消費生活法律相談員		日額	40,000	

新規就農者確保対策委員会委員	日額 7,200	
農事協力員	年額 5,000 に 1 世帯（協力員が属する支部）当たり 100 を加算した額	
すこやか推進員	年額 6,000	
健康づくり推進市民会議委員	日額 7,200	
救急医療協議会委員	日額 7,200	
予防接種事故調査委員会委員	日額 7,200	
地域密着型サービス運営委員会委員	日額 7,200	
地域包括支援センター運営協議会委員	日額 7,200	
学校内科医	1 校当たり年額 267,000	
学校眼科医	1 校当たり年額 258,000 に、小学校においては 720 人を超える児童 1 人当たり 358 を加算した額、中学校においては 600 人を超える生徒 1 人当たり 430 を加算した額	
学校耳鼻科医	1 校当たり年額 258,000 に、小学校においては 720 人を超える児童 1 人当たり 358 を加算した額、中学校においては 600 人を超える生徒 1 人当たり 430 を加算した額	

学校歯科医	1校当たり年額 258,000	
学校薬剤師	1校当たり年額 170,000	
幼稚園内科医	1園当たり年額 95,000	
幼稚園歯科医	1園当たり年額 95,000	
幼稚園薬剤師	1園当たり年額 85,000	
学校給食センター薬剤師	日額 38,500	

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号イ中「、農事協力員並びにすこやか推進員」を削る。

別表中

「

男女共同参画社会推進市民会議委員	日額 7,200	
市民相談員	法律相談員	日額 40,000
	人権相談員	日額 7,200
	行政相談員	日額 7,200
	税務相談員	日額 7,200
	交通事故相談員	日額 7,200
	一般相談員	日額 7,200
	女性生活相談員	日額 7,200
消費生活法律相談員	日額 40,000	
新規就農者確保対策委員会委員	日額 7,200	
農事協力員	年額 5,000 に 1世帯（協力員が属する支部）当たり 100 を加算した額	
すこやか推進員	年額 6,000	

を

「

男女共同参画社会推進市民会議委員	日額 7,200	
------------------	----------	--

に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき支払われた報酬及び費用弁償は、その支給する権限を遡って市長に付与するとともに、改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する支給方法並びに報酬及び費用弁償の額の規定により支払われた報酬及び費用弁償とみなす。
- 3 前項の場合において、改正前の条例の規定に基づいて、特別職の職員で非常勤のものに対して支払われた報酬又は費用弁償の額が、改正後の条例の規定により算出した報酬又は費用弁償の額と異なる場合においても、調整しないものとする。

平成24年4月19日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

#### 提案理由

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給根拠の明確化を図るため、その支給方法及び報酬の額の規定方法を改めたいので、この案を提出するものである。